## 文久三年八月に於ける七藩の直奏に就いて

文學士 松 野 遵

した大和行幸攘夷親征の議に關する因州、備前、文外三年八月に起された政變の直接の原因をな

やう。米澤、阿波等七藩の直奏について少しく述べてみ

長藩では文久元年の末頃から自藩の手で公武の

るから、長藩が令幕府の好まね過激なる攘夷論をは概ね幕府に對して反威を懷いて居つたものであら志士浪人が多く京都に入り込んで居り、それ等に其の宣傳を行ふやうになつた。其の頃は諸國かなつて從來の方針を變更して過激なる攘夷論を標融和を圖らうと試みて居つたが、翌二年五月頃に

宣傳するのを聞いて喜んで之れに附和雷同し、為

以て外夷を掃攘し國威を海外に耀かさうと思召す

已むを得ず攘夷期限を四月二十三日と定めた後間

もなく―朝廷に建白書を奉り、今般非常の宸斷を

肚の輩は急ち其説に動かされて廟堂に在つて彼等り、朝紳中に於ても三條實美、姉小路公知等の少めに京都に於ては其の論が驚くべき勢を以て弘ま

と謀を通ずるやうになつた。

依り文八三年二月―幕府が朝廷よりの督促に依り唱に係るもので、長藩の世子毛利定廣は此の議に撃せられた浪士の殘黨である筑後人眞木和泉の主計畫を廻らして伏見寺田屋に於て薩藩の為めに襲計畫を廻らして伏見寺田屋に於て薩藩の為めに襲攘夷論が盛んとなるに從つて御親征の論が興つ

らぬ御 仰い 破格を以て御社參遊ばされたく、且つ泉涌寺へも 就中賀茂社は御間近き所にありますから非常の御 に就いては、 なくては相濟まぬ儀と存じます。さすれば其の事 御叁詣遊ばされて御代々の叡靈に御報告遊ばされ 勢賀茂石淸水へ攘夷安民の御祈願を遊ばされたこ が御親征の基本となつて、諸臣等は鳳輦の餘光を ました上は、早々奉幣使を御發遣あらせられたく とでありますから、 依つて勢力を有して居つた際であるから、 男山にも行幸あらせられたいといふことを願ひ出 ねて建白書を奉つて、天下の士氣を皷舞する爲め へに此の儀を嘆願仕りますと言上し、三月にも重 攘夷の御大業は之より立つと思ひますから偏 で如何計 當時朝廷に於ては三條實美が長藩の後援に 時勢と恐察致します。嘉永癸丑以來度々伊 必竟御親征をも遊ばされなくてはな らか感奮興起致すことでありませう 此度攘夷期限を御決定に成 是等の h らしめたが、慶喜も亦途中で腹痛が起つたと稱し られたが、男山行幸の際には社前で將軍に攘夷の 茂は上洛して居つたから兩度共行幸の供奉を命せ は男山に行幸あらせられるに至つた。 天皇は賀茂祉に行幸あらせられ、 建言は直ちに採用せられて、 に行はれなかつた。それ故此の事を圖つた攘夷論 あつて形勢が甚だ面白くなかつたから、 節刀を賜はる計畫であり、且つ容易ならぬ風說が 四月二十日頃に至り、 盛んに攻撃の舌鉾を向けた。 の態度を以て不臣の極みであるとして幕府に對し 者は固より、 て社前へ行かなかつたから、節刀授與の御儀は逐 かに病と稱して供奉を辭し一橋慶喜をして名代た り攘夷期限を四月二十三日と定めて奏上したが、 嚢きに (本年二月)幕府は朝廷よりの督促に依 之れを聞いた志士浪人は當日の幕府 事情已むを得ないものがあ 三月十一 翌四月十一 當時將軍家 日には孝明 將軍は俄

日に

雜

Ą

文久三年八月に於ける七藩の直奏に就いて

第三號

るこて其の期限の延期を請ひ、之を五月十日に變

更した。

それで長藩では其の期日を待つて居

つた

したので早速之を砲撃し、尋いで佛蘭西、和蘭の船 ところ、恰も當日に米國の商船が下關海峽を通過

の 正 せられたく存じますといる事を願ひ出た。こ 何卒斷然聖策を定められて親征の儀を天下に布告 になつて居つては叡慮の貫徹する期無く途に外夷 堪えぬどころであります。迚も慕府へのみ御命じ 受けしながら兎角因循してゐるのは臣等の苦心に も計られない折柄、幕府に於ては攘夷の勅命を御 海へも時々外艦が乘入つて、何時大舉襲來するや 東園基敬、四條隆謌、壬生基修、錦小路賴德、澤宣嘉 愈々切迫して來た。茲に於て朝紳中の滋野井實在、 の六卿は七月六日に連署の建白書を奉つて、方今時 艦をも砲撃して攘夷の先鞭を著けたので、 朔を奉ずるやうに成り行くさ存じますか 々切迫し、既に長州に於ては兵端が開かれ、攝 事局 斯く ج カジ

事であるから段々と建言し、

たいと申上げて置

いた

尤も叡慮の貫徹しないこ

先づ觀(監以下同じ)

暫し御猶豫遊ばされ

とは重々恐入る事であるから、

れの地方であるか測り知られず、實に容易ならぬ

京師御守衞の命を蒙り六月二十七日に上京し、去 備、米、阿、の四藩は朝廷と慕府さの間に立つて親 此の論の裏面には幕府討伐の計畫が潜められて居 親征といふ事になれば鳳蟄の向はせられる所は何 る三日に参内し、其後、七日に参内して以來、度 征といふ事に對して一方ならぬ憂慮をしたのであ 阿波、近江大溝、肥前新田、 の間に於て攘夷親征の論が益々高唱せられたが、 の如き有様で長藩其他の志士浪人、及び 々御親征御布告の事に就き御下問を蒙つたが、 一橋兩中納言に宛てゝ出だした書狀でには「當秋 つた。七月十一日に因州松平(池田)慶德より水戸 つたのは事實である。斯かる際、因州、備前、米澤、 因州新田の七藩殊に因 部朝紳 御

み且 ひ奉 李下 悲歎の ت ح 幕府 用に となり、 られたく、 も遅 を蒙り、 横濱を掃攘する良策を廻らして斷然た の命を奉 やうと思 るし を造 つ時勢を洞察して果斷 办ゞ 成 うはない つたなら カジ なつて 至り 攘夷 窮する あ る 若し やう 奉 って は すずるの であ ح ず ኤ 兩卿 の處 愈 z 次第 ば臣 は 建言: 'n 'n 0) も攘夷の手始として慕 かゞ と思ふか 々觀察使 德川 た後に 旨 ば幕府 置を行はず却て天使を拒むやうな かゞ る は か で 外なく、 か 御不同意 御同意なれば觀察使 しやうと思 きれ ある 家 其れを奉じなけれ Ġ 何卒速 に劉 は其 ら觀察使 御 を下さ 親征 Ċ 加 5 さすれ わ の處置を執られたく して弓を引 な 日限 30 カコ n n જે 0 何卒臣 0 御 12 ば已むを得ず りとなつて る場合となつて 事を關 ば客 夷慮 之に對 若 布 し此 府討伐 告 ば違刺 !る處置; 0 ζ 易なら の儀を建 の巢窟 カゞ こし 耐 心中 儀を ijſ 東 有 御 の命で خ  $\sim$ 御沙 F 13 の名 Ñ 御 を 72 同 御 つて 和 納 願 憐 車 親 Ī 執 樣 Š 採 b る 監察使 に歸つた。) تے مح に歸 の心 親征 輩に 間 言 拒 未だ御親征 意は「當節形勢が切迫して参つたとは には皇權皇威を損するばか れ詔刺屢 御見留も **衂多き時は親王方を將** が近畿及び邊境を窺ふやうなことが有 戰 Ł は 認を 城致 を御 遊 なく(の書歌を出した後のこさであらうさ思ふ。)なく(支七月さあつて日附は無いが、右の十一日) の 如何なる返事を出だした 7 思 ば 術 0 失ひ遊 を盡 (事につき朝廷に建白書を奉つた。 Z 々信を失ふ時は、 あらせられずに輕 下して鏖戦 ひますので、 關東 まし n の機會では無いと存じます。 すは勿論、 3 たか のが に於て攘夷の計策は追 ば స Ę 'n 順 0 が術を蓋 關東の 序 る 帥に任ぜられ、 で 公卿及び諸侯 事と存じます。 、阪に赴き、同十三日大阪を發し、將軍は六月九日京都を發して大 下の人心上を疑ひ、 Þ りでなく あると考 しく 儀 かは明か z ば L めら 先づ其儘 親征を仰 畢竟天下億兆 へますっ 申しな でな ņ の將 n 々ど定め 其上にて 若し夷 ば幕 大樹は已 皿に差置 |海 畄 猶ほ 其

略

あ 府

る は

ださ 若

御 敗

邃

Ö

が、

は

がら

賊

0

征

第十二卷

雜

Æ

文久三年八月に於ける七藩の直奏に就いて

第三號

九五

(四四三)

汰

かっ

せられ、

中國四國の緊要なる諸港へ

観察使を

御

されたから心得の為めに達して置くとの事

であつ

し遊 しに なることゝ思ひます。 ばさるれば乃ち御親征同様にて、 成 ð, 奏聞を遂げて速に其の賞罪を御 吳々も何事に依らず朝 朝威は益 糺 H,

仕遂 議を盡させられ、 といふのである。 びげに 相 成るやう仰ぎ願 其 の所論は至極尤もなものであ 旦御布告に成つた事は必ず御 ふところであります」

米澤少將(齊憲)と阿波侍從(茂韶)の雨人が參殿し 敬に宛てた書狀でには、昨日關白よりの召命により たどころ(労の故を以て御斷りしたのである。) 主上 其後十數 日を經た八月九日慶德より右大臣二條齊 12 は 御

5 20

其代

b

に中

川宮を鎮撫將軍として九州へ下

て、 (5)

御親征行

幸の事は過日來御内定の趣

とは又

K

少々模様替りになるやうである。

就ては

兩日

向せしめられることに御決定に成つた旨を仰出だ

親征

. О

儀

は未だ其の場合とは思召されない、

假令

始めよ

り如何ほご申立てるとも御採用には成

の廟堂では容易にそれを採用すべくもなかつた。 つたが、長州一味の者の勢力を振つて居つた當時 には、 将軍の儀を御斷り申上げられた。 つた様子であると告げられたと書 申された。 親征を仰出だされたならば其の先鉾を勤めたいと 上げられたいと宮へ申上げたけれごも、 役参政等より、 詳の米澤少將 たと有る。 昨日關白第へ參つたところ、 それ故、 それから間 より備前侍從 叡慮であるから是非とも 兩役始めも又々親征 も無い事であらうが月日不 (池田茂政)宛の書狀(4) 夫につき昨日 ぃ てあ 中川宮は鎮撫 る。 宮は、 御請 論 者 に成 V 兩 御 盽

幸の 右大臣二條齊敬は因幡中將池田慶德に書狀を送つ あらせられやうと思召した様子で、 つたのである。 カコ 可否を因、 やうな狀態で御親征 備 それで主上は御熟考の末、 米 m の事は容易に確定 0 四藩 0 八月十二日に 評決 1 親征 御 Ū ひなか 一任 行

密に此旨を申し含んで貰ひたい」と告げ知らせて 樣心得て置くやう、尙ほ備前守(池田茂政)へも內 中に貴官始め四藩を宮中に召されて御前に於て御 になるやうに周旋して貰ひたいと内談が有つたの 等詰合の者四人に大和行幸御親征の儀は御取 さいふ叡慮を伺ふて居り、又應司關白からも慶德 やう、極密に通じて置けとの御内命であるから左 にして御貰ひ致したいと强硬に御答へを申上げる がましき事又は模様替りなざの御沙汰が無いやう して言上するまでは關白始めから聊にても御差出 ての御内命を差含んで、右の仰を蒙つたならば卽 との旨を仰出だされるから、其際貴官に於ては策 任せになるから然るべく相談を取極めて言上せよ 慶徳は、 斯く御任せに相成るからには、 豫てから御親征は御好みあらせられぬ 親征行幸の事は可否何れ共四藩 四藩が評決 止 御 め であるからの慶徳は此の書狀を受けて早速備前池 と思 ばぬやう死を以て議論を盡しますから、恐れ乍ら叡 を出して、過刻の御密書謹んで拜見致し御内命の趣 依つて中川宮を鎮撫將軍さして九州へ發遣したい 都合の至りで遂には違勅となるを免がれない。之に き筈であるのに右の如く遷延して居るのは甚だ不 至りである。始終の宿念であるから早々遵奉すべ 請けをするのみで今に實效が擧がらぬのは不審の 念忘れ難く、之に依り大樹へも委細申含めた ば患だ結構と存じますから何卒御内奏を御願 人の考へでは左のやうに勅命を下されましたなら 宜に依り明日早朝叄殿致し巨細言上致しますが兩 慮を安んぜさせられるやう御内奏を願ひます。 委細承知致しました。親征行幸を遊ばされるには及 田茂政と密議し、 します。「朕先年來每々申聞ける通り日夜攘夷の宿 ふが、 宮は固く餴退をしたから此上は朕が親 即日兩人連名で右大臣に返事の

7)

申

御

時

座に、

死た。

雜 X

文久三年八月に於ける七藩の直奏に就いて

九七

(四四五)

٤ うと思ふのであるが、 下間を蒙つたならば、私等は「親征とまで思食立た 上は男山八幡へ参籠して軍議を定めやうと思ふか あるから武門の存意を聞きたく、 宮以下歷祖 6干戈を執り衆人に先立つて國體を辱めた罪を神 各々可否を腹臓なく申述べよ」。 に謝し、 尋いで神州の人心を振起さそ 親征の儀は容易ならぬ事で 親征に 一次 した

ば私等は早々東行致し必死の努力を以て叡慮を安

との旨を御答へ申上げ、

御聽許あらせられたなら

までは斷然御見合せを願ひたう御座います」

言上仕りますさも親征行幸の儀は私等が復命する

じ下さいましたならば早速罷り下つて、大樹を强 こりながら武臣共が未だ其の職責を盡さない以前 せられましたことは重々恐入つた事であります。 就ては此際私等に關東へ下向することを御命 親征あらせられる事は御早計のやうに存じま 其儀は暫らく御猶豫遊ばされたく存じま 早々攘夷の確證を顕はして横濱 右の趣に御 を掃 居る。 平伊勢守)仲立等に参内すべき旨を命せられた。 等が死するまでは行幸の儀は御止め申上げます」 光貞、肥前新田松浦(豐後守)修、因州新田池田(松 賀世子(淡路守)茂韶、及び近江大溝分部(若狹守) 朔)齊憲、 た鳥取池田(松平相模守)慶德、 んじ奉るやうに致します、と述べ、追書には「私 必 ところが翌日になつて朝廷から急に詰合であつ 々行幸は止め奉る心意であります」と書いて 備前池田 (松平備前守)茂政、 米澤上杉 阿波蜂須 (彈正大

すっ すか に御

港の端緒を打開きます。それ故、假令三公諸卿が

ごも今日御召になつたのを幸ひ、四藩の外に三藩

とは少しく様子が變つて居ることを知つた。

け

攘するやうにさせます。

得致し、

を用ひなかつたならば、

私等は死力を以て横濱鎻

大樹が若し私等の言

ふ所

慶德等は此

の日の御

召は昨

日

の右大臣の書狀の趣

思ひ参内前に急に七名は協議を行ふて今日は相 であるから如何にもして此の儀を飜へさねばなら とも御親征を阻止しやうさ決**心**して参内したこと **德等は或は斯かることも有らうかと内心豫期せぬ** 軍議を遊ばされ、其の上、伊勢神宮へも行幸の旨、 大和國に行幸あり、春日に御逗留あつて御親征の 大納言より書取を以て「此度攘夷の御祈願の爲め 下段に於て議奏傳奏參政等の諸卿列座の上、 やう直々に建言しやうさ約し午前十一時頃に參內 に決死の豊悟で是非さも御親征をやめさせられる **ぬと思ひ、申し述べるには、「仰せ出だされた事** ではなかつたから左程驚きはしなかつたが、是非 宸斷を以て仰せ出だされた」旨を申渡された。 したところ、やがて一同は小御所に召出だされ御 親征の儀は容易ならぬ御事で、 げるのは重々恐入る事でありますけ 廣橋 殊 慶 共 (= 子で、何の返答も無かつたから、 **卒龍顔を拜し、御前に於て建言仕りたく存じます」** き一同決死の覺悟で参内したのでありますから何 沙汰止みを御願ひ申し上げたく、今日は其事につ 伏奏するには「此度陛下が御親征遊ばされるやう 旨を申述べて置き、一先づ諸大夫の間へ引下が れることは恐入る事でありますから、 が未だ其の職責を盡さない内に 於て有り難い御事で御座りますが、併し乍ら武門 御決斷遊ばされましたのは、誠に神武の御國體に 諸卿も出座し、主上は出御ましましたので慶德が たところ、御中段まで進むことを許された。やがて る旨を告げて來たので一同直ちに其所へ罷り出で に至り傳奏衆より、 て御沙汰を待つて居つた。さうすると漸く日暮頃 と申し立てたところ、列座の諸卿は大に驚いた樣 小御所に於て御對面遊 御 强ひて願 親征を思召し立 是非とも御 ひ奉

ばされ

る

を彼是さ申上

第十二卷

雏 Æ

文久三年八月に於ける七藩の直奏に就いて

九九

(四四七)

右御

をも加へて是非こも御親征の不可を奏上しやうと

此頃世上騒々しい折柄、遠く宮中を御離れ遊ばさ

たせられましたのは

日本

體

に攘夷の決心を爲さ

めやうさの深

い思召とは拜察致しますが、

尚ほ

は も決 其 で慶德は尚も奏上しやうと思ふたけ せになる事に就ては ろな御言葉を下し賜 上げます」と言上に及んだところ、 ば私等は勅命を奉じて外夷の巢窟を破壞致 まで將軍を說得して攘夷の叡念を奉ずるやうにさ ちに關東 死を以て て私等を關東へ の力の叶はぬ時に於て初めて御親征あらせられて 、復命致しますさ書いてある。之さ同じ意味であらう)其、上私等、八月廿一日の上杉家書狀には横濱の夷館を燒討して)其、上私等 の 親征を御見合せになりたい思召があらせられて 時機では無いと思ひます。 して晩くは 若し將軍 御 御遣は 願 ひ申 御遣はし下されたく、 ありませぬ。 カゞ し下されたく、 上げます事は、 はつたけれごも 私等の言を用ひな 切御許 何卒御 L カジ 就ては私等一 無か さうすれば飽 私等を之より直 主上 れざも叡慮に 親征を御 先鉾と思召し つた。 切 カゝ つた には御懇 1 御 ĺ それ 見合 たく になら 願 同 申 <

近日中に御暇を下されるから、

早

々關東

に赴

いて

の程

を申し立てた段は叡威あらせられ

る

就ては

白は重ねて一同を小御所に召して「皆の者の決心思ふて已むなく引下つた。そうすると聞もなく關で此上强ひて奏上するのも恐れ多いことであると言遊ばされ兼ねて居られる御體にて思召の儘を御發の儀を主張あらせられる御體にて思召の儘を御發

の程 の儀及 らぬから左様心得られよ」と申し渡したので一同 Ž めに宮中で徹夜 は大に落膽して退出した。此日七名は此の建言の為 たさひ今後幾度言上に及ぶさも決して御採用にな 攘夷の叡旨を奉ずるやう濫力するがよい。 n カジ tz ゎ のであ び中川宮御西下の事は宸斷を以て仰せ出だ か るの るか である。 したとい ら今更御變更はあらせられ ر (8) 然るに折 のを見ても其 角の苦心も空し の決心 御親征 'n

く水泡に歸したので、右の七名は宮中より退出後

たのは、 ちに 誠に恐懼の至りでありますとて進退伺 昨日臣等過當僣越の儀を奏上し奉りまし を である。

直

出したり 申上げたことであるから其儀に及ばぬとの御沙汰 0 けれざもそれは神州の為め誠忠を以

齊憲、 が、それは直ちに受理せられた。U 茂政の四名は連署して國事參謀の辭表を提

であつた。いそれで翌十五日には更に慶德、

茂韶

出したが、

此 の十三日の直奏は、 因備米阿の四藩だけであ

つたやうに記されてゐる ものが多い。 即ち中山 忠

能日記文久三年八月十五日條、 伊達宗城在京 日記

同年十一 月四 日條記載の因州安達清一郎談話、『毛

月十七日池田慶德より一橋中納言に宛てた書狀に 等である。 利敬親事蹟』所載、 けれざも鳥取池田家文書所收の同年八 同年八月廿一日の上杉家書狀

は前記七藩の名を記し、又同文書所收の八月十四 直奏に就いて提出した進退伺にも七藩が連 の儀に及ばぬとの御沙汰書も右の七名宛 此

署し、

其

第十二卷

雜

Æ

H

附

に下されて居るから、 七藩の方が事實であつたの

狀(1を出して十三日に於ける直奏の情況を報じ、斯くて 八 月十七日に 慶德は 一橋中納言宛に書 の動功を奏せられたく、 此の上は一刻も早く攘夷の處置を立てゝ外人掃攘 其時には朝廷の儀は又盡 一橋中納言宛に書

から其節は萬々申上げるといふことを申し送つた。 は一途に御成功ありたく、 ない有様で實に恐れ入る次第である、何卒攘夷の儀 何れ遠からず發足する

浪の徒が日々斬殺傷害放火等を行ひ亂暴狼藉絕え

力の致し方もあらうと思ふ、何分近頃の京都

は浮

御親征 公卿等掃蕩の密謀が策せられ、 早朝に至つて所謂八月十八日の政變が の儀は全く御沙汰止みになつたのであつた。 遂に同月十八日の 起されて、

此間に一方に於て中川宮、

薩藩等の間に過激派

て行はれたのであるが、 の政變は主として中川宮の奏上に依り聖斷を以 愈々聖斷を遊ばされるに

文久三年八月に於ける七藩の直奏に就いて

第三號

0

(四四九)

事(1)に依つても其邊の事情が窺はれるのである。に 取計らはせよと 宣はせられたと 云はれて ゐる 係するのは宜しくない、因州と會藩(京都守護職)と 就ては此の因州等七藩の御親征に就ての直奏が與 せよと仰せ下された宸翰に、宮も薩藩も此事に關 つて力あつたことゝ思ふ。中川宮に今夜斷然處置

> 池田家文書第一、文久三、八、十七、 日記文久三年八月廿四日條、3457 鳥取池田家文書第一 島取池田家文書第一、近衞家書類第一、2 伊遠宗城在京日記、文久三年十一月四日條、8 <u>-</u>0 (四五〇) 池田慶徳より一橋中 安達清風 鳥取

城在京日記文久三年十一月二日條

納言宛書狀、910112

鳥取池田家文書第一、18

伊達宗

胜 1

6

鎌倉時代に於ける吏僚生活の一 面

櫻

井

秀

て、今はたいその一部を窺はんと欲す。 のすべてを説かんには、多くの紙面を要するを以 種々の興味ある事實を見出し得べし。然れごもそ 鎌倉時代に於ける京洛の吏僚生活を考ふるとき

むべしの左に二三の實例をあぐれば、 秘抄の卷下に、左右近衞府の定員過剰なることを を檢し、前代と對照するに著しき人員の增加を認 當代の公卿及その下僚について少しく定員 上の規定なると、實際上の慣例なるとを問はず一 先づ官職 一法制